

防大教第321号
平成21年3月3日

各 部 長
学術情報センター長 殿
各 学 群 長

防 衛 大 学 校 長

総合安全保障研究科前期課程の卒業論文の作成、論文審査及び最終試験等に関する実施要領について（通達）

改正 平成21年3月31日防大総第542号

標記について、平成21年4月1日から下記のとおり実施することとしたので通達する。

なお、防大教第308号（9.3.31）は廃止する。

記

1 卒業論文の作成

(1) 研究指導

総合安全保障研究科前期課程学生（以下「学生」という。）は、指導教官（副指導教官を含む。以下同じ。）の研究指導を受けて卒業論文（以下「論文」という。）を作成しなければならない。

(2) 指導教官の決定

ア 総合安全保障研究科前期課程運営部会（以下「部会」という。）は、入校した学生に対して指導教官を定め、総合安全保障研究科前期課程委員会委員長（以下「委員長」という。）に届け出なければならない。

イ 委員長は、届出のあった指導教官について、防衛大学校長（以下「学校長」という。）の承認を得るものとする。

ウ 研究指導上の理由により、前ア、イの手続きを経て、指導教官を変更する

ことができる。

(3) 論文の作成要領

論文の作成要領は次のとおりとする。

- ア 日本語又は英語をもって記述する。
- イ A4判で、長期の保存に堪える方法で明瞭に記述しなければならない。
- ウ 表紙には、題目、専攻、コース、氏名及び提出年月を記載する。
- エ 仮製本により、3部作成する。
- オ 目次、注記及び引用文献等の執筆要領については、別途定める。

2 論文の審査

(1) 論文審査の申請

ア 論文の審査を受けようとする学生は、「卒業論文審査申請書」、論文3部及び論文の概要（和文1,000字程度）3部を、指導教官の承認を得た上で、所定の期日までに、学校長に提出する。

イ 学校長は、提出された論文の審査を総合安全保障研究科前期課程委員会（以下「委員会」という。）に付託する。

(2) 卒業論文審査委員の指名

ア 委員長は、論文1件について、指導教官を含む3名の卒業論文審査委員（以下「論文審査委員」という。）候補者（うち、1名は主査とする。）名簿を作成し、部会の承認を得た上で、学校長に提出する。

イ 学校長は、提出された名簿により論文審査委員を指名する。

(3) 論文審査の実施要領

ア 学生は論文審査委員に対して、口頭で論文内容を発表する。

イ 論文は専攻分野に関連し、独創的内容を含み、学術の発展に寄与するものであることを要する。

ウ 論文審査委員は、論文の口頭発表をふまえて論文の審査を行い、成績を評定する。

エ 成績の評定は、「合格」又は「不合格」とする。

(4) 論文審査結果の報告

ア 論文審査委員主査は、審査終了後、その結果について「卒業論文審査結果報告書」を作成し、委員長に提出する。

イ 委員長は、審査結果について委員会の議を経て、学校長に報告する。

3 最終試験

(1) 最終試験の実施

最終試験は、論文審査を申請した学生に対して行う。

(2) 最終試験委員の指名

ア 委員長は、学生1名に対して、3名以上5名以内の最終試験委員候補者（うち、1名は主査とする。）名簿を作成し、部会の承認を得た上学校長に提出する。

イ 学校長は、提出された名簿により最終試験委員を指名する。

(3) 最終試験の実施要領

ア 最終試験委員は、当該学生に対し、論文の内容及びこれに関連する科目について口答又は筆答試験を行い、その学力を判定する。

イ 成績の評定は、「合格」又は「不合格」とする。

(4) 最終試験結果の報告

ア 最終試験委員主査は、試験終了後、その結果について「最終試験結果報告書」を作成し、委員長に提出する。

イ 委員長は、試験結果について委員会の議を経て、学校長に報告する。

4 卒業論文の製本及び保存

(1) 保存用論文の提出

学生は、論文審査及び最終試験終了後、所定の期日までに論文2部を教務部長に提出しなければならない。

(2) 論文の製本

提出された論文は、教務課において製本する。

(3) 論文の保存

製本された論文は、総合情報図書館において保存する。

5 その他

この実施要領に関する細部事項は、部会の議を経て教務部長が定める。